

長野県知事のダム政策転換及び西松建設関係献金疑惑に関する決議

1 村井仁長野県知事は、平成19年4月18日、突如、長野市浅川上流部に、いわゆる穴あきダム（高さ53m、上部の幅165m）を建設すると発表した。

この、浅川ダム建設については、従前の田中県知事が策定したいわゆる脱ダム政策に基づき一旦中止とされたものであった。この間の政策転換については、多くの県民が唐突の感を抱いてきた。

また、その計画の過程については、河川法上の手続き違反の疑いがある。即ち、河川法においては河川整備計画を進めるにあたり、学識経験者や住民の意見を聴取する手続きがあり、その場合には、代替案との比較考量を行う必要性が求められているにも関わらず、長野県知事は最初からダム建設を前提にしており、代替案を考慮に入れなかった。

このような経過から、長野県弁護士会は、平成19年5月2日、長野県の浅川ダム建設計画については、河川法上その手続きに瑕疵を帯びるものであること、浅川ダム建設の原案を発表するまでの過程にについて県民に説明をなすよう意見書を提出している。

また、浅川ダムの周辺には地滑り指定地や、断層などが存在する外、ダムを建設しても下流域の洪水対策にはならないなどの指摘がなされ、ダム建設の立地及び必要性そのものに疑問が提起されてきた。

これらについて、県民に対し説明が十分になされたとは到底言い難いものである。

2 ところが、最近に至り、長野県知事選挙の頃西松建設関係から村井仁氏側に1000万円を超える政治献金が行われたとされる疑惑がある、との報道があり、また、村井氏の国会議員当時の公設第一秘書であり、後の長野県参事右近謙二氏が、平成21年2月24日長野市において自殺を遂げ、自殺の原因については、東京地方検察庁の、前記献金問題に関し事情聴取がなされたことを苦にしたものではないかとの疑いもある。また平成21年3月15日付け産経新聞の記事によれば、西松関係の政治献金は、「中止になった浅川ダムの工事計画の復活を見込んだものだった疑いがある」とまで報道された。

このように村井県知事のダム政策転換と浅川ダム建設計画に関しては、長野県民から重大な疑惑がもたれている。

3 以上から、村井仁長野県知事に対して、以下のとおり要求する。

① ダム政策転換と浅川ダム建設問題について、経過も含め県民に対し十分に説明する責任を果たすべきである。

② 西松建設関係による政治献金問題について、その受領事実関係、受領金額、受領金の趣旨、西松建設との関係、ダム政策転換との関係、右近参事の自殺の原因、東京地方検察庁から事情聴取を受けた理由などについて、その全容を県民に説明すること。

③ 自ら第三者機関を設置し、西松建設関係献金疑惑に関し、客観的事実関係を明らかにする措置を講じること。

④ 少なくとも、これらの説明と疑惑解明がなされるまでの間は、浅川ダム建設計画を中止すべきである。

4 自由法曹団は、村井仁長野県知事に対し、上記の要求をなすとともに、疑惑の解明と真相の究明に長野県民とともに全力を尽くすものである。

上記のとおり決議する。

2009年5月25日

自由法曹団2009年5月研究討論集会